

相続登記の申請の義務化と過料について

公布後3年
以内施行

○ 過料とは

- ・ 法律秩序を維持するために、法令に違反した場合に制裁として科せられる行政上の秩序罰（罰金のような刑事罰とは異なるもの）
 - ・ 国が科する過料については、基本的に裁判所における過料の手続を経る。裁判所は法務局からの通知で事実を把握する。
- ➔ 今回の不動産登記法改正では、**「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となる**【新第164条第1項】

過料の要件・手続など

- 個別の事情によっては、登記申請義務の履行期間内（3年以内）に必要な登記の申請をすることが難しいことも想定されることから、登記申請を怠ったことについて「正当な理由」がない場合に限り過料に処することとする
- ▶ 個別事情を丁寧に酌む運用を行うため、**「正当な理由」の具体的な類型については、通達等であらかじめ明確化する予定**

【「正当な理由」があると考えられる例】

① 数次相続が発生して相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース、② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、③ 申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース など



- ▶ 過料を科する際の具体的な手続についても、事前に義務の履行を催告することとするなど、**公平性を確保する観点から、省令等に明確に規定**する予定（履行期間経過後でも催告に応じて登記申請がされれば裁判所に過料通知はしないこととする）

（手続のイメージ）

相続登記の申請義務違反を把握



登記官

義務の履行を催告



相続人

催告に応じて申請をした場合

過料事件の通知はされない

正当な理由なく申請をしなかった場合



過料事件の通知



裁判所

要件に該当するか否かを判断し、過料を科する旨の裁判をする

* 義務違反の事実の把握方法等は今後の課題